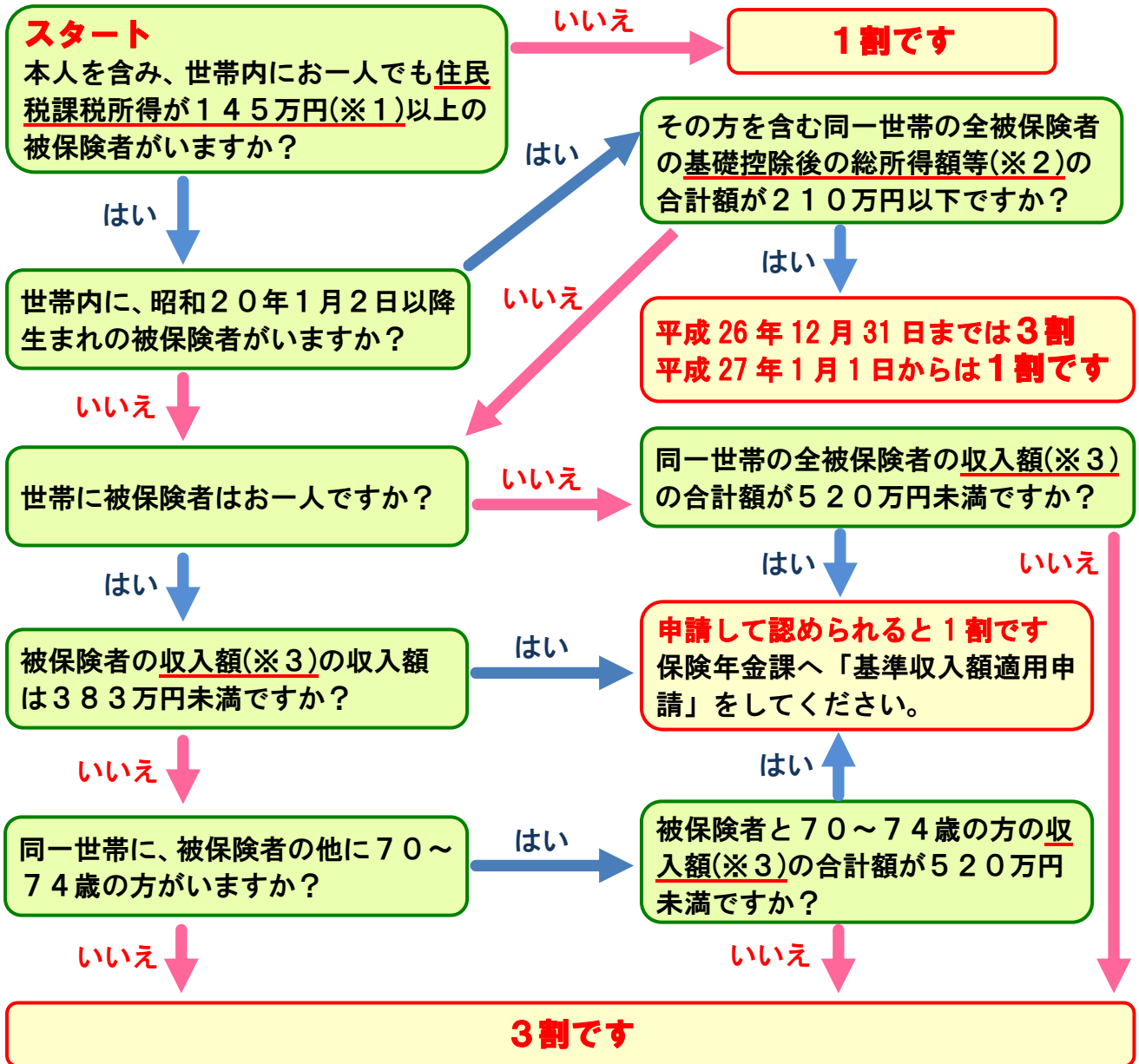


図中の「被保険者」は、後期高齢者医療制度に加入している方を指します。



- ※1 各年の12月31日時点で世帯主であった方は、一定額を控除した額で判定します。
- ※2 基礎控除後の総所得等とは、総所得金額等（総所得金額、山林所得、分離課税の土地や建物・株式等の譲渡所得金額等の合計額）から基礎控除33万円を引いた額をいいます。
- ※3 収入額とは、必要経費および各種控除の額を引く前の額をいいます。